

パブリック・コメント手続実施結果報告【様式3】

◇番号 17-02

◇案件名 「中野区自転車利用総合計画（平成29～38年度）」（案）

◇意見募集期間 平成29年9月6日（水）から平成29年9月29日（金）まで

◇ 提出方法別意見提出者数

◇提出方法	人（団体）数
電子メール	1
ファクシミリ	1
郵送	1
窓口	

◇ 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）

【第2章 自転車利用の現状と課題】（ 2 ）件

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	放置した場所によっては自転車保管場所が遠く、自転車を引き取りに行くには不便である。	撤去自転車の台数や自転車保管場所の収容台数、そして撤去場所から自転車保管場所までの距離を勘案して自転車放置規制区域ごとに保管する場所を決定している。
2	信号を無視するなどルールを守らない自転車利用者が多くいるので、警察の取り締まりをもっと厳しくするとともに、マナー向上やルールの遵守を徹底することにより歩行者（弱者）が安心して歩道を歩けるようにすべきである。	警察や関係団体と協力しながら交通安全運動や各種キャンペーン、自転車安全利用講習会を実施し、交通ルールやマナーの向上に向けた対策を実施している。 また、改正道路交通法により、悪質な自転車利用者の取り締まりが強化されたことから、今後も引き続き、街頭での悪質違反者の取り締まりを警察署に要請するとともに、区としても交通マナー向上を中心に警察や関係団体と連携しながら啓発運動を行っていく。

【第4章 施策の体系及び内容】（ 4 ）件

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	中野駅周辺については、再開発に併せて、雨天に対応した十分なスペースのある自転車駐車をビルの内部に設置してほしい。	中野駅周辺のまちづくり事業に伴い、今後、再整備する自転車駐車場については、事業の進捗に合わせて、利用しやすい場所や収容方式と、適正な収容台数を検討していく。
2	入出庫が自動で行なわれる機械式自転車駐車場を設置してほしい。	
3	中野駅周辺以外の自転車駐車場については、屋根を付けるなど雨天に対応した施設に改善してほしい。	屋根の設置にはより多くの費用がかかること、また、建ぺい率の問題から屋根を設置できる範囲が制限され、すべての自転車駐車スペースに屋根を設置できないことなどを総合的に考慮すると、屋根の必要性については慎重に検討していく必要があると考えている。
4	中野駅の北側において、歩道上に多くの放置自転車が集中している場所が何力所かあるので、その場所を有料自転車駐車場にしてはどうか。	歩道上への駐車場の設置は難しいと考えており、今後も自転車利用者には既存の自転車駐車場の利用を案内し、放置自転車を減らしていく考えである。

【その他】（ 2 ）件

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	放置自転車の撤去については、駅前だけではなく、それ以外の場所でも実施されているが、何故か。	区内各駅周辺の自転車放置規制区域内の放置自転車については、駅直近だけではなく、区域内すべてにおいて即時撤去を行っている。 また、自転車放置規制区域外の放置自転車については、警告書を張り付けて7日以上放置されている場合に撤去を行っている。
2	放置自転車に対して、警告行為が無く一方的に撤去している。	放置自転車には必ず警告書を張り付けたうえで、撤去を行っている。

◇ 提出された意見により変更した箇所とその理由

◇ No.	変更した箇所	変更の理由